



11月18日 東地申26号 中野電車区・中野車掌区で発生した  
**「職場慣行の一方的な変更」の即時中止と**  
**「会社による時季変更権行使の乱用」の是正を求める申し入れ** **提出!**

4月1日に開始された「新たなジョブローテーション」以降、運車職場では、  
**多くの人事異動により、毎月休日出勤が多発!**  
 中野電車区・中野車掌区では、月平均80件以上!

そんな中、10月25日に発表された11月の勤務表では…

## 11月分 年次有給休暇

2020年11月11日

申込日	氏名	事由	備考
10月1日	●● ●●	私用	時季変更
10月2日	△△ △	旅行	年休
10月2日	◆◆ ◆◆◆	旅行	年休

え、年休簿の順番が1番なのに、  
 なんで自分が時季変更で、  
 2番以降の年休が入るの!?

申し込み順という  
 職場慣行が突如  
 変えられたことで、  
**職場は混乱!**

職場の管理者に確認すると…

休日出勤も発生し、年休がすべて入らないため、  
 会社として**時季変更権**を行使する社員を選別した。  
 勤務指定や年休は会社が管理することであり、**職場運営上問題はない**

そもそも、**年次有給休暇は、労働者に与えられた法的権利**です。会社は労働基準法  
 第39条に則り、**時季指定をするために必要な要員を確保することが大前提!**  
 「公正で公平感があり、分かりやすく、納得感」が保てるものであるべきです!

- ①疲弊感無く安全・安定輸送を確保すること
  - ②管理者と社員の良好な信頼関係を構築し、風通しの良い職場環境をつくりだす
- これらを目的として、東京地本は以下の項目を申し入れました。

申し入れ内容

1. 中野電車区・中野車掌区で発生している「職場慣行の一方的な変更」と「時季変更権 行使の乱用」の改善を行い、冠婚葬祭など社会通念上優先される年次有給休暇以外は 職場の誰もが「公正で公平感があり、分かりやすく、納得感」が保てるよう、これまでの「職場慣行」通り「事由」によらず年次有給休暇の申し込み順とすること。

地本は精力的に団体交渉に臨んでいきます!